

残留性有機汚染物質(POPs)に関するストックホルム条約の概要

目的

リオ宣言原則 15 に規定されている予防的アプローチに留意しつつ、残留性有機汚染物質 (POPs: Persistent Organic Pollutants) から人の健康と環境を保護する。

講じる措置

1 意図的な製造・使用

製造・使用の禁止 (特定の例外あり)

附属書 A に掲げる物質 (アルドリン、クロルデン、ディルドリン、エンドリン、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、マイレックス、トキサフェン、PCB)

製造・使用の制限 (受け入れ可能な目的及び特定の例外あり)

附属書 B に掲げる物質 (DDT)

輸出入の制限

輸入は環境保全上適正な処理や附属書 A・B に認められたものに限定

輸出は同様の場合及び非締約国が証明書を発行した場合に限定

POPsの性状 (附属書 D のクライテリアを考慮) を有する新規の化学物質及び農薬の製造・使用の防止

既存の化学物質及び農薬のリスク評価の際に附属書 D のクライテリアを考慮

(附属書 D のクライテリア)

・残留性、生体蓄積性、長距離環境移動の可能性、人の健康又は環境への悪影響を示す証拠又は毒性又は生態毒性のデータ

2 非意図的な生成

排出の削減

附属書 C に掲げる物質 (ダイオキシン、ジベンゾフラン、ヘキサクロロベンゼン、PCB)

行動計画の策定 (条約適用後 2 年以内) 及び実施

発生源に対する適用可能な最善の技術や最善の環境規範の適用

3 ストックパイルと廃棄物

取組戦略の策定

附属書 A 物質や附属書 B 物質 (それを含有するものを含む) のストックパイルを確認

廃棄物を環境保全上健全な方法で処理

汚染サイトを特定するための戦略の作成 (実施する場合には環境保全上健全な方法で実施)

その他の措置

実施計画の策定、締約国会議への報告及び実施

条約対象物質の追加

POPsの製造・使用の廃絶や排出の削減、代替物質に関する締約国間の情報交換の実施

POPsに関する情報の公開、教育等の実施、PRTR等による排出量・移動量の把握・公表等

POPsによる影響の評価・排出抑制技術等の調査研究、モニタリングの推進等

途上国に対する技術・資金援助の実施

実施状況の締約国会議への報告、モニタリングによる評価